

○流山市生涯学習審議会条例

平成20年3月24日

条例第6号

改正 平成20年10月8日条例第40号

平成24年12月21日条例第29号

(設置)

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、流山市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長又は流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市民等の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項及び生涯学習に関する事業等を調査及び審議し、市長又は教育委員会に答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長の意見を聴いて、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育団体を代表する者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 市民等

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(流山市社会教育委員に関する条例の廃止)
- 2 流山市社会教育委員に関する条例(昭和44年流山市条例第25号)は、廃止する。  
(流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正)
- 3 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例(昭和44年流山市条例第24号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例

第1条中「管理等」を「管理」に改める。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

(流山市立博物館設置等に関する条例の一部改正)

4 流山市立博物館設置等に関する条例(昭和54年流山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び博物館協議会の設置、その委員の定数、任期」を削る。

第5条から第9条までを次のように改める。

#### 第5条から第9条まで 削除

第10条中「、協議会等に関し、」を削る。

(委員の任期の特別)

5 附則第2項から前項までの規定による改正前の各条例の規定により、現に委嘱され、又は任命されている委員であって、この条例の施行の日以後に当該委嘱又は任命の期間が満了することとなる委員の任期は、平成20年3月31日をもって満了したものとみなす。

附 則(平成20年10月8日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。